

山梨県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(目的)

第1 この補助金は、社会福祉法人が設置する軽費老人ホーム（以下「施設」という。）の運営に要する費用の一部について、予算の範囲内で施設に対して補助することにより、その円滑な運営とサービスの質の向上を図ることを目的とするものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(利用料)

第2 「山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例」（平成24年12月27日山梨県条例第五十五号。以下「基準条例」という。）第16条第1項第1号及び同条第3項並びに附則第7条第1項第1号及び同条第3項の規定により知事が定める利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 基準条例第16条第1項第1号及び附則第7条第1項第1号のサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の月額、別表1の事務費基本額（月額）に、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）の定めるところに準じ算定した基本分の加算率を事務費基本額（月額）に乗じて得た額（円未満切捨て）を加算した額とする。
- 2 基準条例第16条第1項第2号及び附則第7条第1項第2号の生活費の月額は、別表3の額とする。

(補助対象)

第3 この補助金は、事務費から別表2の本人からの徴収額を差し引いた額を補助の対象とする。

(補助基準)

第4 この補助金の交付額は、次によるものとする。

- 1 施設の事務費実支出額と別表1に定める事務費の年間合計額（以下「事務費基準額」という。）とを比較し、いずれか少ない方の額から、施設の入所者本人（以下「本人」という。）から徴収した事務費実徴収額（その額が別表2に定める本人からの事務費徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額。以下「事務費本人徴収額」という。）を控除して得た額を交付額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を交付額とする。
- 2 本人からの事務費徴収額は、施設への入所時及び毎年1回、本人から施設に提出された市町村民税課税証明書及び源泉徴収票等の挙証資料を審査の上、施設長が決定するものとする。
- 3 事務費とは、施設を運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、本部会計繰入金に充当する経費である。

(補助条件)

第5 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 施設の運営にあたっては、「基準条例」の定めるところに従わなければならないこと。
- 2 事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならないこと。
- 3 補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした別紙による調書を作成し、証拠書類とともに事業完了年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(補助金の交付申請)

第6 この補助金の交付申請は、別紙様式1により作成した申請書1部を毎年度の5月1日までに保健福祉事務所に提出するものとする。

第7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2により作成した申請書1部を保健福祉事務所に別に定める日までに保健福祉事務所に提出するものとする。

(経理状況報告)

第8 補助事業の遂行状況につき、四半期ごとに別紙様式3により作成した経理状況報告書1部を各四半期の最終月の翌月の15日までに保健福祉事務所に提出するものとする。

ただし、最終四半期(1~3月)について、保健福祉事務所に認められた場合には、経理状況報告書の提出は要しないものとする。

(事業実績報告)

第9 補助事業が完了したときは、事業完了後1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式4により作成した実績報告書1部を保健福祉事務所に提出するものとする。

(補助金の支払方法)

第10 この補助金は、保健福祉事務所に必要と認めるときは、概算払いすることができるものとし、補助事業者は、別紙様式5による概算払請求書を保健福祉事務所に提出するものとする。

要綱制定 昭和45年1月19日社第1-58号

附 則 (平成13年12月27日一部改正)

- 1 この要綱は、平成13年12月27日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成15年3月26日一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年3月7日一部改正）

- 1 この要綱は、平成17年3月7日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 寒冷地加算については、第3の1にかかわらず、平成16及び17年度年度の2年度は経過措置として実施することとする。

附 則（平成18年3月28日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年9月25日一部改正）

- 1 この要綱は、平成20年9月25日から施行し、平成20年6月1日以降の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

別表1

1 事務費基本額(月額)

① ケアハウス単独設置 (介護職員あり)	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	20以下	132,400	128,900
	21-30	88,700	86,400
	31-40	77,800	75,600
	41-50	69,300	67,300
	51-60	58,600	56,900
	61-70	55,400	53,800
	71-80	48,700	47,200
	81-90	48,100	46,700
	91-100	43,400	42,100
	101-110	41,800	40,500
	111-120	38,400	37,300
	121-130	39,000	37,800
	131-140	36,300	35,200
	141-150	35,000	33,900
② ケアハウス単独設置 (介護職員1名を配置しない場合)	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	20以下	110,700	107,900
	21-30	74,300	72,400
	31-40	66,900	65,100
	41-50	60,600	58,900
	51-60	51,400	49,900
	61-70	49,200	47,800
	71-80	43,200	42,000
	81-90	43,300	42,100
	91-100	39,200	38,100
	101-110	37,900	36,800
	111-120	34,900	33,800
	121-130	35,700	34,600
	131-140	33,200	32,200
	141-150	32,100	31,100

③ ケアハウス併設設置 (介護職員あり)	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	10-14	136,400	133,300
	15-19	91,400	89,300
	20-29	86,700	84,500
	30	62,900	61,400
	31-40	58,300	56,800
	41-50	46,900	45,700
	51-60	39,300	38,300
	61-70	33,800	33,000
	71-80	29,800	29,100
	81-90	31,500	30,700
	91-100	28,400	27,700
	101-110	27,500	26,800
	111-120	25,300	24,600
	121-130	27,000	26,200
	131-140	25,200	24,500
	141-150	24,500	23,800
④ ケアハウス併設設置 (介護職員1名を配置しない場合)	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	10-14	92,900	91,300
	15-19	62,300	61,300
	20-29	65,100	63,700
	30	48,300	47,300
	31-40	47,500	46,400
	41-50	38,200	37,300
	51-60	32,000	31,300
	61-70	27,700	27,000
	71-80	24,300	23,800
	81-90	26,600	25,900
	91-100	24,100	23,500
	101-110	23,700	23,000
	111-120	21,800	21,200
	121-130	23,700	23,000
	131-140	22,100	21,500
	141-150	21,600	21,000

ケアハウス単独設置（共通職員）	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
⑤ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合	20以下	100,000	97,200
	21-30	67,000	65,200
	31-40	50,700	49,300
	41-50	47,500	46,100
	51-60	40,500	39,300
	61-70	39,900	38,700
	71-80	35,100	34,100
	81-90	31,300	30,300
	91-100	28,300	27,400
	101-110	28,000	27,100
	111-120	25,700	24,900
	121-130	27,300	26,500
	131-140	25,500	24,700
	141-150	24,800	24,000
ケアハウス単独設置（共通職員を1名置かない場合）	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
⑥ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合	20以下	77,100	75,100
	21-30	51,900	50,500
	31-40	39,200	38,200
	41-50	38,400	37,300
	51-60	32,900	32,000
	61-70	33,400	32,400
	71-80	29,400	28,500
	81-90	26,200	25,400
	91-100	23,700	23,000
	101-110	23,800	23,100
	111-120	22,000	21,300
	121-130	23,900	23,100
	131-140	22,300	21,600
	141-150	21,800	21,100

⑦ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 （ケアハウス併設設置（共通職員））	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	10-14	71,400	69,800
	15-19	48,000	46,900
	20-29	54,100	52,700
	30	41,200	40,200
	31-40	31,200	30,400
	41-50	25,200	24,600
	51-60	21,200	20,800
	61-70	18,400	18,000
	71-80	16,200	15,900
	81-90	14,500	14,200
	91-100	13,200	12,900
	101-110	13,800	13,400
	111-120	12,700	12,400
	121-130	15,300	14,900
	131-140	14,300	13,900
	141-150	14,300	14,000
⑧ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 （ケアハウス併設設置生活相談員を1名置かない場合）	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	10-14	25,700	25,700
	15-19	17,600	17,600
	20-29	31,400	30,700
	30	26,000	25,500
	31-40	19,700	19,400
	41-50	16,000	15,800
	51-60	13,600	13,300
	61-70	11,800	11,600
	71-80	10,500	10,400
	81-90	9,500	9,400
	91-100	8,700	8,500
	101-110	13,800	13,400
	111-120	12,700	12,400
	121-130	11,800	11,500
	131-140	11,100	10,800
	141-150	11,300	11,000

⑨ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 (ケアハウス・単独設置・併設置共通)	一般入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
		20以下	33,100
21-30	21,600	21,100	
31-40	27,100	26,300	
41-50	21,600	21,000	
51-60	18,000	17,500	
61-70	15,400	15,000	
71-80	13,500	13,100	
81-90	16,800	16,300	
91-100	15,100	14,700	
101-110	13,700	13,300	
111-120	12,600	12,200	
121-130	11,700	11,300	
131-140	10,800	10,500	
141-150	10,100	9,800	

⑩ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 (ケアハウス・単独設置・併設置共通 1名置かない場合)	一般入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
		20以下	11,600
21-30	7,200	7,200	
31-40	16,200	15,800	
41-50	12,900	12,600	
51-60	10,800	10,500	
61-70	9,200	9,000	
71-80	8,100	7,900	
81-90	12,000	11,700	
91-100	10,800	10,500	
101-110	9,800	9,500	
111-120	9,000	8,700	
121-130	8,200	8,000	
131-140	7,700	7,500	
141-150	7,100	6,900	

⑪ 単A型 独設置	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	50以下	112,300	108,900
⑫ A型受けた場合 (共通職員)	入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	50以下	51,100	49,600
⑬ A型受けた場合 (介護職員等)	一般入所者数 人	基本額(月額)	
		甲府市に所在する施設 円	甲府市以外に所在する施設 円
	20以下	40,200	39,400
	21-30	41,900	40,900
	31-40	42,700	41,600
	41-50	43,400	42,200

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設の事務費基本額(月額)については、次のとおりとなる。

○ケアハウスの場合

	事務費基本額(月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

○A型の場合

	事務費基本額(月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑫	
上記以外の一般入所者	上記に⑬を加えた額	

2 事務費の年間合計額(事務費基準額)

事務費基本額(月額)に、昭和63年5月27日社施第84号「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」厚生省社会局長通知の定めるところに準じ算定した基本分の加算率を事務費基本額(月額)に乗じて得た額(円未満切捨て)を加算した額に、各月初日の実利用人員を乗じて得た額。

別表2

1 ケアハウス

対象収入による階層区分		事務費徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ~ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ~ 2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円 ~ 2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円 ~ 2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円 ~ 2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円 ~ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ~ 3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設における事務費基本額を超えるときは、当該施設の事務費基本額を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

2 A型

① 平成3年7月1日以降の入所者から適用

	対象収入による階層区分	事務費徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ~ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ~ 2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円 ~ 2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円 ~ 2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円 ~ 2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円 ~ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ~ 3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円 ~ 3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円 ~ 3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円 ~ 3,400,000円	117,000円
21	3,400,001円以上	全 額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- (注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設における事務費基本額を超えるときは、当該施設の事務費基本額を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

② 平成3年6月30日以前の入所者に適用

	階 層 区 分		事務費徴収額(月額)
A	所得税 非課税者	市町村民税の非課税者	10,000円
B		〃 均等割のみの納税者	15,000円
C1		〃 所得割課税者	20,000円
C2	所得税課税者	所得税 7,300円以下	25,000円
C3		〃 7,301円~14,900円	30,000円
C4		〃 14,901円~22,200円	35,000円
C5		〃 22,201円~29,700円	40,000円
C6		〃 29,701円~37,200円	45,000円
C7		〃 37,201円~44,600円	50,000円
C8		〃 44,601円~52,200円	55,000円
C9		〃 52,201円~59,800円	60,000円
C10		〃 59,801円以上	全 額

別表3

生活費(月額)

施設所在地	ケアハウス		A型	
	1人当たりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)	1人当たりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)
甲府市	44,810円	2,590円	52,780円	2,590円
甲府市以外	42,490円	2,180円	50,210円	2,180円